

飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法

制	定	昭和54年8月18日	農林水産省	告示第1182号
改	正	昭和54年10月24日	農林水産省	告示第1472号
改	正	昭和55年2月25日	農林水産省	告示第208号
改	正	昭和55年10月3日	農林水産省	告示第1373号
改	正	昭和56年8月7日	農林水産省	告示第1155号
改	正	昭和56年8月21日	農林水産省	告示第1260号
改	正	昭和57年1月9日	農林水産省	告示第15号
改	正	昭和59年7月16日	農林水産省	告示第1434号
改	正	昭和60年4月22日	農林水産省	告示第536号
改	正	昭和60年7月22日	農林水産省	告示第1104号
改	正	昭和60年10月5日	農林水産省	告示第1485号
改	正	昭和61年6月9日	農林水産省	告示第913号
改	正	昭和61年10月4日	農林水産省	告示第1679号
改	正	昭和61年11月25日	農林水産省	告示第1897号
改	正	昭和62年9月24日	農林水産省	告示第1281号
改	正	昭和63年9月6日	農林水産省	告示第1370号
改	正	平成元年4月20日	農林水産省	告示第569号
改	正	平成2年6月28日	農林水産省	告示第843号
改	正	平成2年11月29日	農林水産省	告示第1485号
改	正	平成3年8月30日	農林水産省	告示第1135号
改	正	平成4年6月12日	農林水産省	告示第713号
改	正	平成5年7月23日	農林水産省	告示第850号
改	正	平成6年8月9日	農林水産省	告示第1135号
改	正	平成8年1月22日	農林水産省	告示第69号
改	正	平成8年3月26日	農林水産省	告示第384号
改	正	平成8年3月28日	農林水産省	告示第391号
改	正	平成9年4月22日	農林水産省	告示第593号
改	正	平成9年4月24日	農林水産省	告示第604号
改	正	平成9年7月4日	農林水産省	告示第1099号
改	正	平成10年7月22日	農林水産省	告示第1079号
改	正	平成11年6月21日	農林水産省	告示第848号
改	正	平成12年6月9日	農林水産省	告示第823号
改	正	平成14年8月30日	農林水産省	告示第1392号
改	正	平成14年11月8日	農林水産省	告示第1719号
改	正	平成14年11月8日	農林水産省	告示第1720号
改	正	平成15年3月28日	農林水産省	告示第562号
改	正	平成15年5月22日	農林水産省	告示第777号
改	正	平成15年11月25日	農林水産省	告示第1926号
改	正	平成16年4月15日	農林水産省	告示第936号
改	正	平成16年6月25日	農林水産省	告示第1224号
改	正	平成16年6月29日	農林水産省	告示第1250号
改	正	平成16年7月21日	農林水産省	告示第1408号
改	正	平成16年8月4日	農林水産省	告示第1471号
改	正	平成16年8月11日	農林水産省	告示第1488号
改	正	平成16年8月26日	農林水産省	告示第1565号
改	正	平成16年11月12日	農林水産省	告示第2021号
改	正	平成17年3月24日	農林水産省	告示第556号
改	正	平成17年7月29日	農林水産省	告示第1262号
改	正	平成17年10月27日	農林水産省	告示第1616号
改	正	平成17年12月27日	農林水産省	告示第1999号
改	正	平成18年1月11日	農林水産省	告示第26号
改	正	平成18年2月17日	農林水産省	告示第169号
改	正	平成18年5月2日	農林水産省	告示第667号
改	正	平成18年5月12日	農林水産省	告示第692号
改	正	平成19年5月7日	農林水産省	告示第594号
改	正	平成19年10月30日	農林水産省	告示第1349号
改	正	平成19年11月28日	農林水産省	告示第1493号
改	正	平成20年3月21日	農林水産省	告示第421号
改	正	平成21年4月9日	農林水産省	告示第493号
最終改正		平成21年4月16日	農林水産省	告示第522号

(適用の範囲)

第1条 この格付の表示の様式及び表示の方法は、別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別

表6に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示に適用する。

(表示の様式)

第2条 表示の様式は、別表1に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式1、別表2に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式2、別表3に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式3、別表4に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式4、別表5に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式5、別表6に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式6のとおりとする。

(表示の方法)

第3条 表示の方法は、容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付することとする。

附 則(昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号)抄

(施行期日)

1 この告示は、昭和54年8月18日から施行する。

(ケーシング詰コンビーフの規格証票の様式及び表示の方法等の廃止)

2 昭和39年12月14日農林省告示第1501号(ケーシング詰コンビーフの規格証票の様式及び表示の方法を定める件)、昭和39年12月18日農林省告示第1521号(糖果の規格証票の様式及び表示の方法を定める件)、昭和46年3月13日農林省告示第425号(ベーコン、ハム、プレスハム、ソーセージ、混合プレスハム、混合ソーセージ、魚肉ハム及び魚肉ソーセージの規格証票の様式及び表示の方法を定める件の全部を改正する件)、昭和47年5月20日農林省告示第775号(しょうゆの格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件の全部を改正する件)、昭和47年6月13日農林省告示第867号(魚肉ハム及び魚肉ソーセージの格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和47年7月10日農林省告示第1051号(アイスクリーム類の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和47年9月27日農林省告示第1739号(ジャム類の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件の全部を改正する件)、昭和48年8月30日農林省告示第1745号(凍豆腐の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件の全部を改正する件)、昭和49年1月14日農林省告示第5号(マカロニ類の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件の全部を改正する件)、昭和49年8月1日農林省告示第727号(ウスターソース類の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和49年8月7日農林省告示第760号(炭酸飲料の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和49年8月8日農林省告示第774号(キャンデーの格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和49年11月2日農林省告示第1016号(トマト加工品の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件の全部を改正する件)、昭和49年11月16日農林省告示第1085号(特殊包装かまぼこ類の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める等の件)、昭和49年12月7日農林省告示第1211号(うに加工品及びうにあえものの格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和50年6月4日農林省告示第607号(風味調味料の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和50年10月6日農林省告示第958号(乾燥スープの格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和50年11月17日農林省告示第1055号(レトルトパウチ食品の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和50年12月24日農林省告示第1218号(マヨネーズ類の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件の全部を改正する件)、昭和51年8月4日農林省告示第784号(ぶどう糖果糖液糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和51年10月8日農林省告示第905号(即席めん類の格付けの表示の様式及び表示の方法の全部を改正する件)、昭和51年11月19日農林省告示第1076号(植物性たん白及び調味植物性たん白の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和51年12月4日農林省告示第1128号(乾燥マツシユポテトの格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和52年2月5日農林省告示第87号(削りぶしの格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件の全部を改正する件)、昭和52年5月19日農林省告示第516号(乾しいたけの格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和52年12月5日農林省告示第1244号(ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキの格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和53年7月18日農林水産省告示第53号(乾燥わかめ及び塩蔵わかめの格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)、昭和53年9月8日農林水産省告示第216号(調理冷凍食品の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)及び昭和53年10月18日農林水産省告示第415号(植物性たん白食品(コンビーフスタイル)の格付けの表示の様式及び表示の方法を定める件)は廃止する。

(経過措置)

4 果実かん詰及び果実びん詰のうち2つ割りのももかん詰又は洋なしかん詰の等級が標準の場合には、当分の間、等級の表示を省略することができる。

附 則(昭和55年2月25日農林水産省告示第208号)抄

(施行期日)

1 この告示は、昭和55年3月26日から施行する。

附 則(昭和55年10月3日農林水産省告示第1373号)抄

(施行期日)

1 この告示は、昭和55年11月2日から施行する。

附 則(昭和56年8月7日農林水産省告示第1155号)

1084号)又は精製ラードの日本農林規格(昭和36年5月23日農林省告示第510号)に基づき格付を行うショートニング又は精製ラードの格付の表示の様式については、なお従前の例によることができる。

附則(平成4年6月12日農林水産省告示第713号)

- 1 この告示は、平成4年7月12日から施行する。
- 2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)の規定により平成5年12月1日までに格付を行うベーコン類、ハム類、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ及び混合ソーセージの格付けの表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例によることができる。

附則(平成5年7月23日農林水産省告示第850号)

この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成5年法律第77号)の施行の日(平成5年7月21日)から施行する。

附則(平成6年8月9日農林水産省告示第1135号)抄

- 1 この告示は、平成6年9月9日から施行する。
改正文・附則(平成9年4月22日農林水産省告示第593号)抄

この告示は、平成9年4月28日から施行する。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)の規定により平成11年4月30日までに格付を行う鯨味付かん詰、鯨コンビーフかん詰、まぐろ油づけかん詰及びかつお油づけかん詰、まぐろ味付かん詰及びかつお味付かん詰、さば水煮かん詰、さば味付かん詰及びさばみそ煮かん詰、いわし水煮かん詰、さば水煮かん詰及びあじ水煮かん詰、いわしトマトづけかん詰、さんまトマトづけかん詰及びあじトマトづけかん詰、いわし味付かん詰、さんま味付かん詰及びあじ味付かん詰、いわし油づけかん詰、いわしかば焼かん詰及びさんまかば焼かん詰、あさり水煮かん詰及びはまぐり水煮かん詰、あさり味付かん詰、はまぐり味付かん詰及びあか貝味付かん詰、はまぐりくしざし味付かん詰及びあか貝くしざし味付かん詰、かき水煮かん詰、あさりくん製油づけかん詰及びかきくん製油づけかん詰、いか水煮かん詰、いか味付かん詰、種類別水産物かん詰以外の水産物かん詰、水産物びん詰並びにさけ・ます水煮かん詰の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例によることができる。

改正文(平成9年7月4日農林水産省告示第1099号)抄

平成9年8月4日から施行する。

附則(平成10年7月22日農林水産省告示第1079号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成10年8月21日から施行する。
(果実飲料の格付の表示の様式及び表示の方法の廃止)
- 2 果実飲料の格付の表示の様式及び表示の方法(昭和45年10月5日農林省告示第1427号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 果実飲料の日本農林規格(平成10年7月22日農林省告示第1075号)附則の規定に基づき、格付を行う果実飲料についての格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例によることができる。

改正文(平成11年6月21日農林水産省告示第848号)抄

平成11年7月21日から施行する。

改正文(平成12年6月9日農林水産省告示第823号)

平成12年6月10日から施行する。

改正文(平成14年8月30日農林水産省告示第1392号)抄

平成14年9月1日から施行する。

附則(平成14年11月8日農林水産省告示第1719号)

この告示は、平成14年11月27日から施行する。

附則(平成14年11月8日農林水産省告示第1720号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成15年3月28日農林水産省告示第562号)

この告示は、平成15年6月10日から施行する。

附則(平成15年5月22日農林水産省告示第777号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成15年6月5日から施行する。
(経過措置)
- 2 マーガリン類の日本農林規格の一部を改正する件(平成15年5月6日農林水産省告示第736号)附則第2項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例による。

附則(平成15年11月25日農林水産省告示第1926号)

この告示は、平成15年12月1日から施行する。

附則(平成16年4月15日農林水産省告示第936号)

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附則(平成16年6月25日農林水産省告示第1224号)

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附則(平成16年6月29日農林水産省告示第1250号)

- (施行期日)
1 この告示は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
2 即席めん類の日本農林規格の一部を改正する件 (平成16年4月15日農林水産省告示第930号) 附則第2項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例による。
附則 (平成16年7月21日農林水産省告示第1408号)
- (施行期日)
1 この告示は、平成16年7月23日から施行する。
- (経過措置)
2 食酢の日本農林規格の一部を改正する件 (平成16年6月23日農林水産省告示第1215号) 附則第2項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例による。
附則 (平成16年8月4日農林水産省告示第1471号)
この告示は、公布の日から施行する。
附則 (平成16年8月11日農林水産省告示第1488号)
この告示は、平成16年8月13日から施行する。
附則 (平成16年8月26日農林水産省告示第1565号)
- (施行期日)
1 この告示は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
2 乾めん類の日本農林規格の一部を改正する件 (平成16年6月18日農林水産省告示第1190号) 附則第2項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例による。
附則 (平成16年11月12日農林水産省告示第2021号)
この告示は、平成16年11月14日から施行する。
附則 (平成17年3月24日農林水産省告示第556号)
この告示は、平成17年4月1日から施行する。
附則 (平成17年7月29日農林水産省告示第1262号)
この告示は、平成17年7月30日から施行する。
附則 (平成17年10月27日農林水産省告示第1616号)
この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
附則 (平成17年12月27日農林水産省告示第1999号)
- (施行期日)
1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。
- (経過措置)
2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (平成17年法律第67号。以下「改正法」という。) の施行の際現に改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和25年法律第175号。以下「旧法」という。) 第14条第1項の規定により条例で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行っている都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター、改正法の施行の際現に旧法第16条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人、旧認定製造業者 (改正法附則第6条第1項に規定する旧認定製造業者をいう。)、旧認定生産行程管理者 (改正法附則第6条第2項に規定する旧認定生産行程管理者をいう。)、旧認定小分け業者 (改正法附則第7条第1項に規定する旧認定小分け業者をいう。)、旧認定輸入業者 (改正法附則第8条第1項に規定する旧認定輸入業者をいう。)、旧登録外国格付機関 (改正法附則第11条第1項に規定する旧登録外国格付機関をいう。)、旧認定外国製造業者 (改正法附則第12条第1項に規定する旧認定外国製造業者をいう。)、旧認定外国生産行程管理者 (改正法附則第12条第2項に規定する旧認定外国生産行程管理者をいう。) 又は旧認定外国小分け業者 (改正法附則第13条第1項に規定する旧認定外国小分け業者をいう。) が、改正法附則第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項若しくは第2項、第7条第1項、第8条第1項、第11条第1項、第12条第1項若しくは第2項又は第13条第1項の規定に基づき格付を行う場合における格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例によることができる。
附則 (平成18年1月11日農林水産省告示第26号)
- (施行期日)
1 この告示は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
2 平成17年4月7日農林水産省告示第705号 (植物性たん白及び調味植物性たん白の日本農林規格の一部を改正する件) 附則第3項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例による。
附則 (平成18年2月17日農林水産省告示第169号)
- (施行期日)
1 この告示は、平成18年2月17日から施行する。
- (経過措置)
2 平成18年1月18日農林水産省告示第75号 (煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格の一

部を改正する件)附則第2項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例による。

附則(平成18年5月2日農林水産省告示第667号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年5月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年4月6日農林水産省告示第538号(畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件)附則第2項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例による。

附則(平成18年5月12日農林水産省告示第692号)

この告示は、平成18年5月13日から施行する。

改正文(平成19年5月7日農林水産省告示第594号)抄

公布の日から施行する。

附則(平成19年10月30日農林水産省告示第1349号)

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附則(平成19年11月28日農林水産省告示第1493号)

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

改正文(平成20年3月21日農林水産省告示第421号)

平成20年4月20日から施行する。

改正文・附則(平成21年4月9日農林水産省告示第493号)

平成21年5月9日から施行する。

即席めん類の日本農林規格の全部を改正する件(平成21年4月9日農林水産省告示第484号)の施行の際現に格付を行っているこの告示による改正前の飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法(昭和54年8月18日農林水産省告示第1182号)別記様式2による格付の表示は、平成22年5月8日までの間この告示による改正後の別記様式1による格付の表示とみなす。

(最終改正の施行期日)

平成21年4月16日農林水産省告示第522号については、平成21年5月16日から施行する。

別表1(第1条、第2条関係)

- 1 ベーコン類(ベーコンを除く。)、骨付きハム、ラックスハム、ソーセージ(ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウイナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。)及び混合ソーセージ
- 2 マカロニ類
- 3 炭酸飲料
- 4 トマト加工品(トマトケチャップを除く。)
- 5 風味調味料
- 6 乾燥スープ
- 7 ドレッシング
- 8 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
- 9 即席めん
- 10 植物性たん白
- 11 削りぶし
- 12 調理冷凍食品
- 13 醸造酢
- 14 食用精製加工油脂
- 15 豆乳類
- 16 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰(コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。)
- 17 マーガリン類
- 18 干しめん
- 19 農産物漬物
- 20 全糖ぶどう糖
- 21 ショートニング
- 22 精製ラード
- 23 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 24 水産物缶詰及び水産物瓶詰
- 25 果実飲料
- 26 農産物缶詰及び農産物瓶詰(たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰(全形及び2つ割りに限る。)、たけのこ大型缶詰(全形(傷を除く。))及び2つ割りに限る。)、もも缶詰及びもも瓶詰(2つ割りに限る。)、なし缶詰及びなし瓶詰(2つ割りに限る。))並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。)
- 27 パン粉

別表2(第1条、第2条関係)

- 1 たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰
- 2 ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ
- 3 しょうゆ
- 4 ジヤム類
- 5 ウスターソース類
- 6 トマトケチャップ
- 7 ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキ
- 8 チルドミートボール
- 9 ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）
- 10 煮干魚類
- 11 干しそば
- 12 コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰

別表3（第1条、第2条関係）

- 1 熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類
- 2 地鶏肉
- 3 手延べ干しめん
- 4 りんごストレートピュアジュース

別表4（第1条、第2条関係）

- 1 有機農産物
- 2 有機加工食品
- 3 有機畜産物

別表5（第1条、第2条関係）

- 1 生産情報公表牛肉
- 2 生産情報公表豚肉
- 3 生産情報公表農産物
- 4 生産情報公表加工食品
- 5 生産情報公表養殖魚

別表6（第1条、第2条関係）

定温管理流通加工食品

別記様式1（第2条関係）



(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん（めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖並びにパン粉	20mm以上
ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）及び混合ソーセージ、調理冷凍食品、醸造酢（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード並びに果実飲料（1、	15mm以上

800 ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)	
炭酸飲料(びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。)、トマト加工品(トマトケチャップを除く。)、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、即席めん(めん重量が50g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)、削りぶし、醸造酢(500ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)、豆乳類(500ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰(コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。)、マーガリン類(115g入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、水産物缶詰及び水産物瓶詰、果実飲料(1,800ml未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合(瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。))に限る。)並びに農産物缶詰及び農産物瓶詰(たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰(全形及び2つ割りに限る。)、たけのこ大型缶詰(全形(傷を除く。))及び2つ割りに限る。)、もも缶詰及びもも瓶詰(2つ割りに限る。)、なし缶詰及びなし瓶詰(2つ割りに限る。))並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。)	10 mm以上
農産物漬物(300g入り未満の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。)	7 mm以上
炭酸飲料(瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。))及び果実飲料(瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。))	5 mm以上

(2) 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{1}{20}$ とする。

(3) JASの文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。

(4) 認定機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認定機関名は、略称を記載することができる。

(5) 炭酸飲料(瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。))若しくは果実飲料(瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。))又は表示可能面積がおおむね150cm²以下の飲食品及び油脂にあつては、認定機関名は、省略することができる。

別記様式 2
等級



(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
ぶどう糖(全糖ぶどう糖を除く。)	20 mm以上
ベーコン、ハム類(骨付きハム及びラックスハムを除く。)、プレスハム、ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ、しょうゆ(1,800ml入り以上の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。)、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ並びに干しそば	15 mm以上
たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰(全形及び2つ割りに限る。)、たけのこ大型缶詰(全形(傷を除く。))及び2つ割りに限る。)、もも缶詰及びもも瓶詰(2つ割りに限る。)、なし缶詰及びなし瓶詰(2つ割りに限る。))並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰、しょうゆ(201ml入り以上1,800ml入り未満の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。)、ジャム類、ウスターソース類、トマトケチャップ、チルドミートボール、煮干魚類並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰	10 mm以上
しょうゆ(200ml入り以下の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。))	7 mm以上

(2) 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{1}{20}$ とする。

(3) JASの文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。

(4) 等級の文字の高さは、円の外径の $\frac{1}{5}$ とする。

(5) たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰の等級並びにジャム類及びウスターソース類の等級が標準の場合には、等級の表示を省略することができる。

(6) 等級及び認定機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認定機関名は、略称を記載することができる。

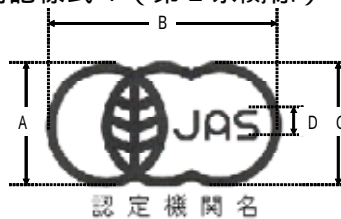
(7) 表示可能面積がおおむね 150 cm^2 以下の飲食料品及び油脂にあつては、認定機関名は、省略することができる。

別記様式3（第2条関係）



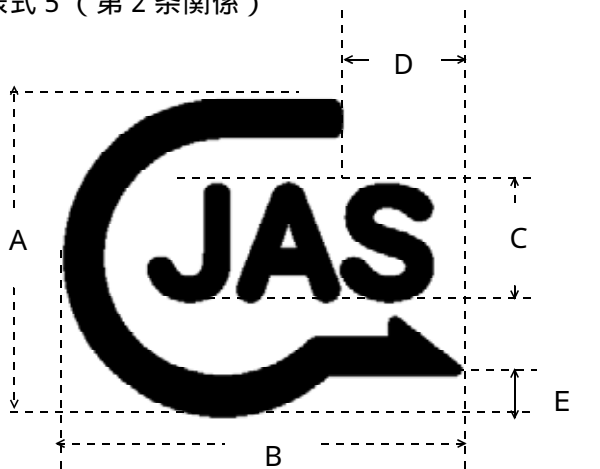
- (1) Aは、15 mm以上とする。
- (2) Bは、Aの $\frac{4}{13}$ とし、Cは、Aの $\frac{19}{13}$ とする。
- (3) 認定機関名は、略称を記載することができる。

別記様式4（第2条関係）



- (1) Aは、5 mm以上とする。
- (2) Bは、Aの2倍とし、Dは、Cの $\frac{3}{10}$ とする。
- (3) 認定機関名の文字の高さは、Dと同じとする。
- (4) 認定機関名は、略称を記載することができる。

別記様式5（第2条関係）

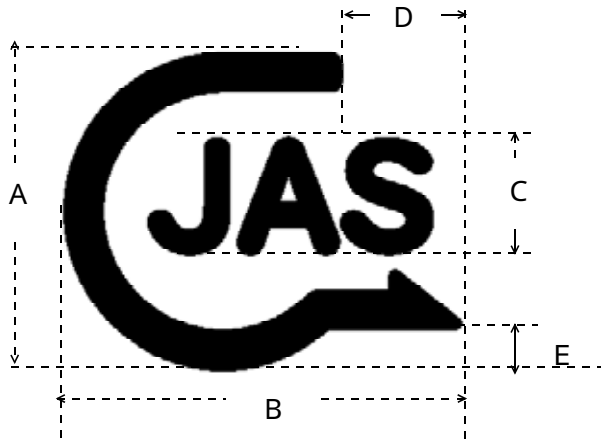


認定機関名

- (1) Aは、5 mm以上とする。
- (2) Bは、Aの $5/4$ とし、C及びDは、Aの $3/8$ とし、Eは、Aの $1/8$ とする。
- (3) 認定機関名は、略称を記載することができる。

別記様式6（第2条関係）

定温管理流通



認定機関名

- (1) Aは、5 mm以上とする。
- (2) Bは、Aの $5/4$ とし、C及びDは、Aの $3/8$ とし、Eは、Aの $1/8$ とする。
- (3) 認定機関名は、略称を記載することができる。